第４章

みどりの施策展開

１　施策体系図

２　施策ごとの事業一覧

３　施策の内容

第４章　みどりの施策展開

《第４章》の概要
施策体系に沿って、それぞれの事業の内容を示します。

１　施策体系図

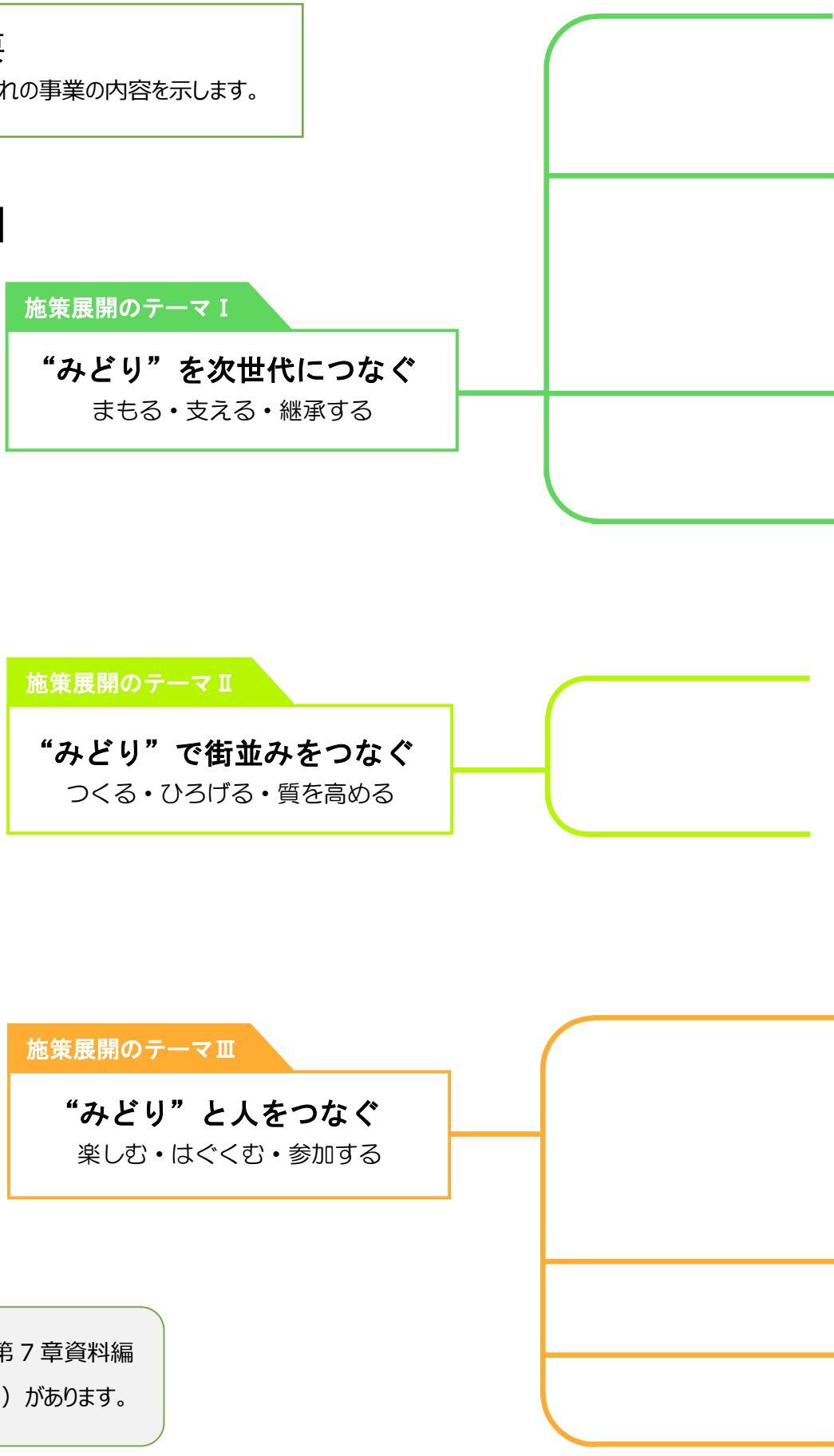

文中で※印のある用語は、第７章資料編に用語解説（P 資-１８～）があります。

1 緑の資産の保全と継承

１－１　板橋区緑の保全方針による樹林地等の保全
１－２　歴史ある大径木等の保全
１－３　板橋らしさを代表する緑の景観の保全

2 農のみどりの保全と活用

２－１　農のみどり保全重点地区における取り組み
２－２　生産緑地地区の指定による農地の保全
２－３　農とのふれあいの推進
２－４　農福連携の取り組み
２－５　農業振興施策の展開

3 生物多様性の向上による生態系の保全と再生

３－１　エコロジカルネットワークの形成
３－２　区の花ニリンソウなど山野草の保全

4 うるおいのある水辺と湧水の保全

４－１　荒川将来像計画による自然地の保全と活用
４－２　親しめる水辺づくり
４－３　湧水の保全と活用

5 みどりの創出による快適なまちづくり

５－１　街並みの緑化推進
５－２　街路樹の質の向上
５－３　みどりで快適・安全なまちづくり

6 公園の整備とリニューアル

６－１　公園の新設整備
６－２　公園の改修整備
６－３　主要な公園整備・改修事業
６－４　新たな公園づくりに向けたイメージプラン

7 みどりを楽しむライフスタイルの推進

７－１　みどりとふれあう機会づくり
７－２　みどりについて学ぶ機会づくり
７－３　みどりを楽しむライフスタイルへのサポート
７－４　区民提案による企画支援制度の検討
７－５　みどりをはぐくむ協働活動の推進
７－６　みどりの情報発信

8 みどりと人をつなぐ仕組みづくり

８－１　みどりと人をつなぐコーディネート組織の導入

9 公園を使いこなす仕組みづくり

９－１　板橋区パークマネジメントガイドラインの運用

10 “みどり”でつなぐ《ひと・まち・みらい》イメージ

【重点プロジェクト】

- 板橋十景・桜並木の魅力向上
- 農業園の整備
- 農業体験学校の運営
- 接道部の緑化推進
- 高島平プロムナードの整備
- 板橋区史跡公園（仮称）の整備
- 小豆沢スポーツ公園（仮称）の整備
- こども動物園のリニューアル
- みどりと人をつなぐコーディネート組織の導入
- パークマネジメントガイドラインの運用

２　施策ごとの事業一覧

施策展開のテーマⅠ　“みどり”を次世代につなぐ

1　緑の資産の保全と継承

１－１　板橋区緑の保全方針による樹林地等の保全　⇒　P40

- 樹林地の保全方策

１－２　歴史ある大径木等の保全　⇒　P43

- 保存樹木制度による保全/ 景観重要樹木の指定 / 保存生垣制度による街並みの緑の保全 / 区登録記念物となっている名木等の保全

１－３　板橋らしさを代表する緑の景観の保全　⇒　P44

- 板橋十景の緑 / 景観形成重点地区の緑

2　農のみどりの保全と活用

２－１　農のみどり保全重点地区における取り組み　⇒　P48

２－２　生産緑地地区の指定による農地の保全　⇒　P49

- 生産緑地地区とは / 生産緑地地区の指定

２－３　農とのふれあいの推進　⇒　P50

- 農業公園等の整備 / 区民農園の開設 / 農業体験農園での収穫体験 /農のイベントの実施 / 板橋ふれあい農園会の活動

２－４　農福連携の取り組み　⇒　P52

２－５　農業振興施策の展開　⇒　P52

- 農業技術を持った人材育成等の取り組み

3　生物多様性の向上による生態系の保全と再生

３－１　エコロジカルネットワークの形成　⇒　P53

- エコロジカルネットワークの形成方針 / ビオトープの整備・管理 / 自然環境実態調査の実施 / 外来生物への対応

３－２　区の花ニリンソウなど山野草の保全　⇒　P57

- 区の花ニリンソウの保全 / 区の花ニリンソウのＰＲ

4　うるおいのある水辺と湧水の保全

４－１　荒川将来像計画による自然地の保全と活用　⇒　P59

- 自然系ゾーンの整備

４－２　親しめる水辺づくり　⇒　P60

４－３　湧水の保全と活用　⇒　P60

- 湧水保全地域における湧水・地下水の保全と活用

施策展開のテーマⅡ　“みどり”で街並みをつなぐ

5　みどりの創出による快適なまちづくり

５－１　街並みの緑化推進 ⇒ P62
- 接道部緑化助成 / 緑化指導による緑化 / 街なかの緑化推進 / 緑化推進地域の指定 / 市民緑地認定制度

５－２　街路樹の質の向上 ⇒ P65
- 街路樹整備と老朽樹木の更新 / 歩道植樹帯の見直し検討 / 維持管理の質の向上

５－３　みどりで快適・安全なまちづくり ⇒ P66
- 緑による環境改善効果 / 屋上緑化・壁面緑化助成 / 緑のカーテン / 校庭の芝生化 / みどりによる防災機能の向上

6　公園の整備とリニューアル

６－１　公園の新設整備 ⇒ P69
- 新設公園の整備方針 / まちづくり事業による公園・広場の整備

６－２　公園の改修整備 ⇒ P70
- 公園施設の改修整備

６－３　主要な公園整備・改修事業 ⇒ P71

６－４　新たな公園づくりに向けたイメージプラン ⇒ P72
- 公園特性に応じたイメージプラン

施策展開のテーマⅢ　“みどり”と人をつなぐ

7　みどりを楽しむライフスタイルの推進

７－１　みどりとふれあう機会づくり ⇒ P74
- グリーンフェスタの開催 / 緑のガイドツアーの開催 / みどりの街歩きの魅力向上

７－２　みどりについて学ぶ機会づくり ⇒ P75
- 赤塚植物園の緑の講習会・展示会 / 環境教育の推進

７－３　みどりを楽しむライフスタイルへのサポート ⇒ P76
- 緑のまちづくりを支援する緑化助成制度（再掲） / 緑化推進機材の貸し出し / ビギナーズ講習会などの開催 / みどりを楽しむ機運の醸成

７－４　区民提案による企画支援制度の検討 ⇒ P78

７－５　みどりをはぐくむ協働活動の推進 ⇒ P78
- 花づくりボランティア活動 / 地域がつくる公園制度による美化活動 /「板橋区の森」での森林ボランティア活動 / 公園刈り込みボランティアによる緑の手入れ

７－６　みどりの情報発信 ⇒ P80
- 様々なメディアを活用した情報発信 / みどりの情報交換の場づくり

8　みどりと人をつなぐ仕組みづくり

８－１　みどりと人をつなぐコーディネート組織の導入 ⇒ P81

9　公園を使いこなす仕組みづり

９－１　板橋区パークマネジメントガイドラインの運用 ⇒ P82

10　“みどり”でつなぐ《ひと・まち・みらい》イメージ ⇒ P90

３　施策の内容

1　緑の資産の保全と継承

都立赤塚公園と崖線の緑の眺望

板橋区には、崖線沿いに残された樹林地や、板橋十景として地域のシンボルとなっている石神井川の桜並木、街なかに点在する歴史ある大径木など、次の世代に引き継いでいくべき緑の資産が多く残されています。

これらの緑を区民共有の財産として、大切に守り、支え、はぐくんでいくことで、さらに豊かな緑の資産として次の世代に引き継いでいきます。

1－1　板橋区緑の保全方針による樹林地等の保全

- 区内に残された樹林地や屋敷林※、社寺林※、農地などの緑地は、貴重な緑の資産であり、区の原風景ともいえる文化的な資産でもあります。区の環境を支えるこれらの緑を守り、板橋らしい風土を将来に引き継いでいくために、平成 24 年度に「板橋区緑の保全方針」(以下「緑の保全方針」)を策定しました。
- 「緑の保全方針」では、開発などの影響を受けやすい民有樹林地や農地について、その保全や支援のための方策を示すとともに、まとまりのある樹林地や農地が集積するエリアを、特に保全の必要性の高い緑地として抽出しています。

【特に保全の必要性の高い緑地】

区　分	主たる要件	箇　所
特別保全樹林	・ 樹林規模や景観性等から区の緑の資産として公有地化による保全優先度の高い樹林地	① 成増四丁目地区　1 箇所　約 1,100 ㎡ ② 大門地区　1 箇所　約 4,500 ㎡ ③ 中台二丁目地区　1 箇所　約 2,400 ㎡
農　の みどり 保全重点地区※	・ 農地や樹林地等が 1 ha 以上集積している農的景観の良好な地区 ・ 板橋崖線軸地区（P46）内において、農地や樹林地が集積し、景観・風致が良好な地区	① 徳丸七丁目地区 ② 大門地区 ③ 赤塚五丁目地区 ④ 成増四丁目地区

※ 農地の保全方策については「農のみどりの保全と活用」（Ｐ48）参照

◆ 「緑確保の総合的な方針」への反映

- 減少傾向にある東京の緑を計画的に保全していくことを目的に、東京都と特別区、市町村の合同により「緑確保の総合的な方針」を策定しています。この方針では、島しょ部を除く東京都全域において、今後重点的に保全を図っていく樹林地や農地等を抽出し、事業化の優先度に応じた水準を設定しています。
- 「板橋区緑の保全方針」における特別保全樹林や農のみどり保全重点地区の農地等について、順次「緑確保の総合的な方針」に反映し、様々な都市計画手法や交付金制度の活用などによって永続的な保全に向けた取り組みを進めていきます。

■ 樹林地の保全方策

- 「板橋区緑の保全方針」では、まとまりのある樹林地について、次のような取り組みによって保全を図っていきます。

◆ 特別緑地保全地区制度

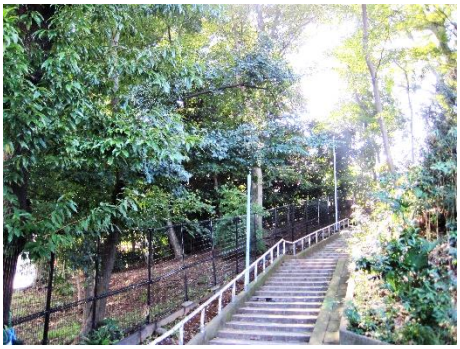

成増四丁目前新田の森

成増四丁目緑地

- 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度は、良好な自然環境を有する緑地の地区指定によって、建築行為など一定の行為を現状凍結的に保全する制度です。
- 民有地においては相続税の ８ 割評価減や、自治体への買取り請求制度などの措置があります。
- 「緑の保全方針」における特別保全樹林については、国の補助金制度等の導入を図りながら、特別緑地保全地区制度の活用を進めます。
- 現在区内には、既に公有地化された２か所の特別緑地保全地区があります。

◆ 市民緑地制度

大門東の森市民緑地

- 「市民緑地制度」は、市民に開放することを条件に、樹林地等緑地の所有者から区が土地を借りて、市民緑地として整備・管理を行う制度です。あわせて固定資産税等の減免により土地所有者の維持管理負担の軽減を図ることで、緑地の保全を促します。
- 今般、都市緑地法の改正により、一定要件の民間主体（みどり法人※等）が設置管理する「市民緑地認定制度」（P64）も生まれています。

◆ 保存樹林・竹林制度

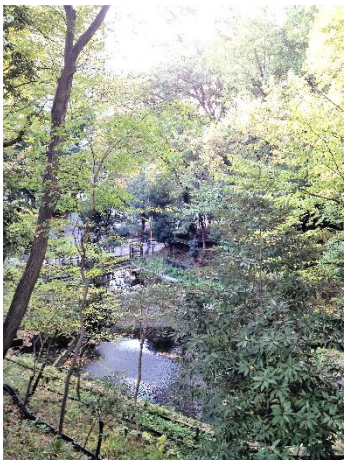

保存樹林（中台地区）

- 区に残された貴重な樹林地、屋敷林※、竹林等を「保存樹林」「保存竹林」として指定し、樹林等の存する土地にかかる税負担の一部助成等を行っています。
- 土地所有者の負担を軽減し、樹林地等の長期所有を促すための支援制度です。
  - ➢ 指定条件
    - 保存樹林：一団の面積が 300 ㎡以上の樹林
    - 保存竹林：一団の面積が 200 ㎡以上の竹林
  - ➢ 指定面積（平成 28 年度末）
    - 保存樹林：約 3.99ha
    - 保存竹林：約 0.12ha

◆ 樹林地管理方針の検討

- エコロジカルネットワーク※（P53）における「中核地区」、「拠点地区」に位置付けられた区立の公園緑地においては、樹林地等を良好に保全していくために、板橋区パークマネジメントガイドライン（P82）の運用の中で樹林地の管理方針を検討し、生物多様性※の保全に配慮した維持管理を行っていきます。

◆ 税制改正などの国・都への要請

- 貴重な樹林地をこれ以上減少させないためには、相続税や固定資産税など税制面の改正により、土地所有者が安定して所有が続けられるようにするとともに、自治体が買取りを行う場合には、その多額な財政負担に対して十分な補助制度の整備が求められます。
- 税制の制度改正などについて、国や都に要請していきます。

1 -２ 歴史ある大径木等の保全

- 長い年月を経た大径木等は、地域の景観にうるおいと安らぎを与えてくれる存在であり、まちの歴史的な成り立ちを伝える貴重な文化資源でもあります。
- これらの緑を区民共有の財産として大切に保全していくために、保存樹木制度等を活用していきます。

保存樹木制度による保全

集合住宅地内の保存樹木（中台地区）

- 市街地に残された大径木を「保存樹木」として指定し、その維持・保全のための管理経費助成、剪定経費助成を行っています。
- 平成 27 年度からは、樹勢診断等に係る経費についても助成対象としています。今後は区登録記念物となっているような名木等への助成強化を検討していきます。
  - ➢ 指定条件
    - 高さ 1.5m での幹周 1.2m 以上を有しており、良好に生育している樹木等
  - ➢ 指定本数（平成 28 年度末）
    - 1,820 本

景観重要樹木の指定

川越街道五本けやき

- 地域のシンボル的な存在で、区民に広く親しまれ、地域の良好な景観を形成するうえで重要な樹木を「景観重要樹木」として指定します。
- 指定にあたっては、所有者の意見を聴いたうえで、景観法に定められた指定手続きを行います。
- 今後は公園内の樹木も検討対象として、制度の活用を図っていきます。

保存生垣制度による街並みの緑の保全

- 生垣はまちの景観と防災性の向上に大変役立っており、管理経費助成により緑の街並みを保全していきます。
  - ➢ 指定条件：延長 20m 以上の良好に生育している生垣
  - ➢ 指定延長（平成 28 年度末）：3,451m

区登録記念物となっている名木等の保全

諏訪神社　夫婦イチョウ（雄木）

- 社寺境内地の古木・名木などで歴史的な由緒があり文化財的価値のある樹木・樹林については、板橋区文化財保護条例に基づく記念物として登録しています。
- これらの樹木については、樹木保護を図るための措置として、樹勢回復のための工事助成などを行っていきます。

【登録記念物となっている樹木・樹林】

・諏訪神社のこぶケヤキ	赤塚八丁目 5 番	・安養院のカヤ	東新町二丁目 30 番
・諏訪神社の夫婦イチョウ	大門 11 番	・圓福寺のコウヤマキ	西台三丁目 32 番
・氷川神社の参道並木	赤塚四丁目 22 番	・西光院のスダジイ	南町 31 番
・小豆沢神社のスダジイ	小豆沢四丁目 16 番	・松月院のヒイラギ	赤塚八丁目 4 番
・稲荷神社のイチョウ	宮本町 54 番	・熊野神社の樹林	志村二丁目 16 番
・稲荷神社のムク	若木一丁目 13 番		

1 －3 板橋らしさを代表する緑の景観の保全

- 区では平成 15 年 2 月に区制 70 周年を記念して、板橋ならではの自然景観、都市景観、名所・旧跡、イベントを「板橋十景」として選定しました。その中には、区の代表的な緑の景観 5 か所も選定されています。
- また「板橋区景観計画」では、地区特性を生かした良好な景観形成の推進を図る景観形成重点地区※として、緑豊かな崖線沿いの地区など 4 か所を指定しています（P46・47）。
- これらを区のシンボルとなる緑の景観として大切に維持・保全し、次の世代に継承していきます。

板橋十景の緑

- 「板橋十景」の中には、良好な緑の景観 5 か所が含まれています。この中には区が管理する場所以外に、国・都有地や境内地なども含まれていますが、郷土愛の醸成にもつながるこれらの緑の景観を、将来にわたって大切に守り、はぐくんでいく必要があります。

- 本計画の計画期間においては、老朽化した石神井川桜並木の樹木更新を進め、板橋の名所としての良好な景観を維持していきます。
- 高島平のけやき並木については、高島平プロムナード基本構想の南北軸として位置付けられており、地域の魅力向上のために豊かな緑の景観を活用していきます。

⇒ いずれも第 5 章「重点プロジェクト」（P95）参照

【板橋十景に選ばれた緑の景観】

「石神井川の桜並木」

石神井川の両岸には桜並木を主体とした緑道が整備され、花見の頃になると、中板橋付近から加賀付近まであわせて 1000 本を超える桜が咲き誇り、区内を代表する桜の名所となっています。ソメイヨシノを中心にヤマザクラ・オオシマザクラなどを楽しむことができます。

「志村一里塚」

中山道の第 3 番目の一里塚として築かれたもので、見事な枝ぶりのエノキが植栽されています。明治以降多くの一里塚が消滅するなか、今日、2 基一対で残っている一里塚は全国的にも大変少ないものです。現在は国の史跡に指定されています。

「南蔵院のしだれ桜」

南蔵院は八代将軍吉宗のときに鷹狩りの際の休憩所となった寺院です。ここのしだれ桜は、境内の不動堂・庚申地蔵尊・地蔵堂を背景として花の季節には見事な眺めで、区内の桜の名所の一つとなっています。

「赤塚溜池公園周辺」

赤塚溜池公園には樹齢 30～40 年の梅が約 200 本植栽されており、開花時の景観は見事です。また周辺には、区立郷土資料館、区立美術館、区立赤塚植物園、都立赤塚公園などがあり、ゆったりとくつろげます。

「高島平団地とけやき並木」

昭和 40 年代に相次いでマンモス団地が建設されたこの付近も、現在は周囲の樹々と融合した落ち着いた独自の顔を持つようになってきました。特に団地内を通るけやき並木は、都立赤塚公園前から高島平駅前まで南北に 600m 程続き、新緑や紅葉の時期には、道行く人もその光景を見上げるほど見事な眺めです。

景観形成重点地区の緑

- 「板橋区景観計画」においては、地区特性を生かして良好な景観形成の推進を図る ４ か所のエリアを「景観形成重点地区」として指定しています。
- これらの地区では、建築計画への指導・助言、接道部緑化助成制度の積極的な活用などを通じて、うるおいのある街並み景観の形成を進めていきます。

板橋崖線軸地区

- 徳丸から赤塚に広がる緑豊かな崖線とその周辺は、区を代表する良好な緑の景観を形成しています。
- この地区においては、崖線の眺望を守るために、建築物や屋外広告物などの高さや緑と調和した色彩への配慮、崖線の緑と調和・連続した景観の形成などを通じて、貴重な湧水と崖線の緑のうるおいのある景観を守り、生かした景観づくりを進めます。

石神井川軸地区

- 石神井川沿いには、板橋十景として区民から親しまれている桜並木や、板橋の地名の由来になったといわれる“板橋”があるほか、両岸の緑道（緑化された河川管理用通路）や加賀地区を中心に公園も多く整備されています。
- 「石神井川軸地区」においては、景観の軸となる桜並木の維持・保全に努め、四季の彩りを生かし、桜並木や緑道と調和・連続した緑の景観の形成をめざします。

◆ 加賀一・二丁目地区

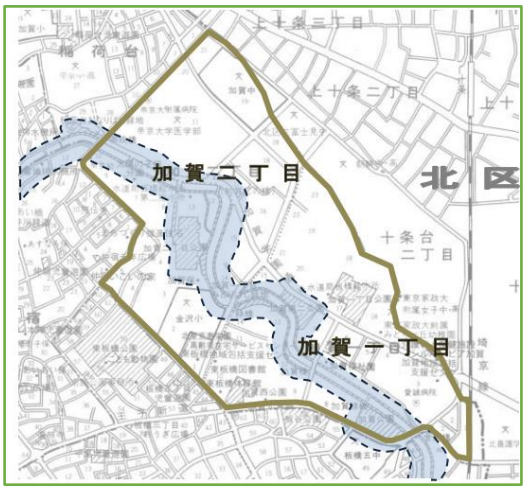

- 石神井川軸地区を含む、加賀一・二丁目地区においては、歴史を物語る建物や場所、樹木などを大切にし、まち全体に四季の彩りを生かした緑のつながりのある景観づくりを進めていく方針です。
- 石神井川の景観の軸となる桜並木の維持・保全に努めるとともに、住宅等においても、桜並木・緑道などの自然環境と調和した緑化の推進をめざします。

◆ 常盤台一丁目・二丁目地区

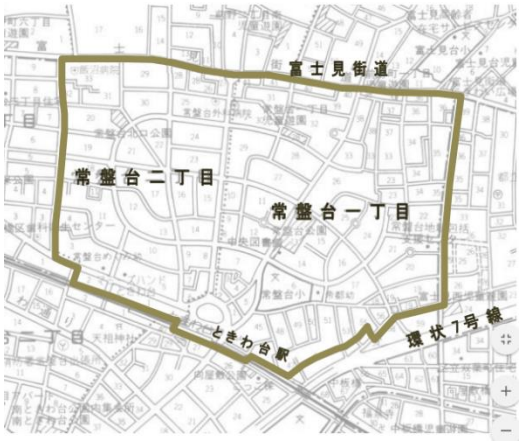

- 常盤台一丁目・二丁目地区においては、駅前ロータリーのヒマラヤ杉とケヤキの保全を図るとともに、公園やプロムナード（環状道路）、クルドサック（袋小路）の緑、ロードベイ（道路沿い空き緑地）などを活かし、ときわ台の歴史・文化的資源を生かした趣のある景観の形成を図っていく方針です。
- 住宅等においては、季節感のある樹木、常緑の庭木や生垣等、敷地内の緑の保全と創出を図り、接道部の量感と連続性のある緑の景観づくりをめざします。

2 農のみどりの保全と活用

農のみどり保全重点地区の農地（成増四丁目地区）

現在区内の農地は、赤塚・徳丸周辺などの台地部に点在的に残るのみとなりましたが、これらの農地は都市住民に新鮮な農産物を提供する生産基盤であるとともに、雨水浸透機能や防災面でのオープンスペース※機能など、多様な機能を持つ都市の貴重な緑地資源となっています。

今般、都市農業振興基本法が制定され、農地は都市にあるべきものとの位置づけとなりました。板橋区の原風景ともいえる農地の保全や、農とのふれあいの機会の創出など、多面的な取り組みを進めていきます。

2 －1 農のみどり保全重点地区における取り組み

- 「板橋区緑の保全方針」（P40）において、農地や屋敷林※、樹林地等が集積する 4 つのエリアを「農のみどり保全重点地区」に位置付けています。
- 「農のみどり保全重点地区」においては、次の取り組みなどを活用し、農的な緑の景観の保全に重点的に取り組みます。

① 区民農園（P50）の開設
② 宅地化農地の生産緑地地区（P49）への指定促進
③ 保存樹林・竹林（P42）、保存樹木（P43）の指定
④ 景観重要樹木の指定（P43）
⑤ 特別緑地保全地区（P41）の指定
⑥ 農の風景育成地区制度※の活用検討

- なお、これらの保全策によっても農地や樹林地等の保全が困難となった場合には、国や都の補助制度の活用を図りながら、財政状況に応じ農業公園などとして整備することをめざします。
- 現在赤塚五丁目地区においては、生産緑地地区の買い取りによる農業園の整備計画を進めています。また、成増四丁目地区において整備した農業体験学校では、平成 30 年度より、農業技術を持った人材の育成をめざした事業運営を開始します。

⇒ いずれも第 5 章「重点プロジェクト」P 95 参照

2 －2 生産緑地地区の指定による農地の保全

- 都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画（P 9）において、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として大きく方針転換されました。
- これに伴い、生産緑地地区の指定面積の緩和や、生産緑地地区内に直売所や農家レストラン※の設置を可能にするなどの法改正が行われています。

生産緑地地区とは

- 市街化区域において 30 年間以上の営農が見込まれる一定条件の耕作地について、生産緑地地区として都市計画で定められた農地です。
- 営農者には生産緑地地区での営農継続が義務付けられ、建築物の建築などが制限される一方、税制面での優遇措置が設けられています。
- 現在、区内には 68 か所、約 9.83ha の生産緑地地区がありますが、営農者の減少等に伴って指定箇所が減少傾向にあります（平成 29 年 12 月現在）。

生産緑地地区の指定

- 生産緑地法の改正により、市町村など基礎的自治体の条例によって生産緑地地区に定められる指定の最低面積基準の引き下げが可能となりました（500 ㎡以上から 300 ㎡以上まで）。
- 区では、区内に残る貴重な農地を保全するため、よりきめ細かな地区指定が可能となるよう、指定面積基準を緩和しました（平成 30 年 3 月条例施行）。
- 一方、区内の生産緑地地区については、平成 34（2022）年～35（2023）年にかけて、約 7 割にあたる農地が指定から 30 年を経過し、生産緑地地区の買取り申し出が可能となります。これに伴い、一斉に生産緑地地区の指定が解除され、農地が減少することが懸念されています。
- この問題に対しては、生産緑地法の改正によって創設された「特定生産緑地」制度により、営農者の意向によって、買取り申し出ができる期間がさらに 10 年間延期できるようになっています。

2 －3 農とのふれあいの推進

- 近年では、ビルの屋上に農とのふれあいの場が設けられたり、シェア畑と呼ばれる貸出し農園の人気が高まるなど、農とのふれあいに対するニーズが高まっています。
- 学校教育においては、地場産の農作物を使った学校給食が行われ、食育の推進が図られています。また、実際に土に触れる農作業の経験は、貴重な体験学習の機会となります。
- 農地の減少が続いている中で、農とのふれあいの場や機会の創出を進めます。

農業公園等の整備

水車公園での稲刈り体験

- 区では水車公園（四葉一丁目）の水田において、近隣の小学校や公募の親子を対象とした水田耕作体験事業を実施してきました。
- 今回新たに赤塚植物園（赤塚五丁目）の増設地において、耕作体験や農作物の栽培状況の観察などができる農業園の整備を行います。

⇒ 第５章「重点プロジェクト」Ｐ95 参照

- 今後も農とのふれあいや農的景観の保全につながる農業公園などの整備に取り組みます。

区民農園の開設

区民農園（赤塚地区）

- 区民農園は農地所有者から農地を借用し、その保全を図る制度で、約 15 ㎡の区画に分けて区民に貸し出しています。区民農園農芸指導員が農園利用者への農芸指導を実施しています。
- 平成 28 年度末の状況として、38 農園、約 4.4ha（団体農園を含む）を開設しています。

農業体験農園での収穫体験

ジャガイモ掘り体験の様子

- 区が農地を借りて、ジャガイモや人参などの収穫体験ができる農業体験農園を開設しています（赤塚五丁目）。
- 手軽に土と親しみ、農とのふれあいができる場として、多くの親子連れの利用を得ています。

農のイベントの実施

農業まつりのシンボル・野菜宝船

- 赤塚地区で毎年 11 月に開催している板橋農業まつりは、農産物の品評会・即売を中心に、地域に根ざした郷土芸能やパレードなどの催しを行うことで、農業者の意欲の高揚や、板橋の都市農業に対する区民の理解を高めます。
- 毎年１月７日に開催する新春七草がゆの集いでは、区内産の野菜を使った七草がゆを区民にふるまっています。

板橋ふれあい農園会の活動

ふれあい農園会給食

- 板橋ふれあい農園会は、昭和 62 年に区内の農家の方々により結成され、区民が区内農業にふれあう機会を提供するための活動を行っています。
- 会員農家では、野菜・果樹の庭先売りや直売スタンドでの直接販売とともに、いも掘り、ぶどう狩りなどの収穫体験を受け入れている農家もあり、区民に農とのふれあいの機会を提供しています。
- このほかにも、各種イベントにおける農作物の展示販売や区内農業のＰＲ、学校給食用の野菜の供給など様々な取り組みを行っています。

2 －4 農福連携の取り組み

農作業風景

- 障がいのある方たちが農業に従事する「農福連携」の取り組みが、各地で広がっています。
- 農業は、畑の水やりや除草から、農作物の栽培・収穫、出荷、販売まで、障がいの程度に応じた多様な働き方ができるとともに、土や自然とふれあうことでの癒し効果もあります。一方、営農者側においては、後継者難から人手不足の状況があり、農業と障がい者福祉の連携は、その双方にプラスとなる取り組みとなっています。
- 農地の保全を進める中で、障がい者の自立と農業を支える人材の育成をめざす「農福連携」の取り組みに着目し、導入に向けた検討を進めていきます。

2 －5 農業振興施策の展開

- 年々減少を続けている区内の農地面積は、平成28年度調査において約20.5ヘクタール（休耕地を除く耕作地面積）であり、そのうち約 1/5 が区民農園として保全されています。残りの約 4/5 が耕作地として営農されていますが、農業従事者の約 7 割が 60 歳以上と高齢化が進んでいます。
- 緑地の保全策として、営農が困難となった農地を農業公園等として保全できる面積には限りがあり、抜本的な農地保全策としては、農業従事者の育成などを通じた農業振興施策にあるといえます。

農業技術を持った人材育成等の取り組み

- 区では平成 28 年に策定した「板橋区産業振興構想 2025」の中で、「活力ある農業と大地の恵みを未来につなぎ、潤いのある区民生活と都市空間を創出する」ことを基本目標として掲げ、そのための農業振興施策のあり方として、①農業従事者の育成と農地の保全、②板橋産農産物の活用、③農の多面的な機能の活用の 3 点を挙げています。
- 具体的な取り組みとして、農業体験学校の開校、農業経営支援のためのネットワークづくり、板橋ふれあい農園会（P51）の活動支援、板橋区版 6 次産業の展開※、他の産業分野との新たな連携などを掲げており、その中で平成 30 年度には成増四丁目に農業体験学校を開設し、農業技術を持った人材育成のための運営を開始します。

⇒ 第 5 章「重点プロジェクト」P 95 参照

3　生物多様性※の向上による生態系の保全と再生

シジュウカラ

崖線樹林地や河川敷などの大きな緑地から、河川や湧水などの水辺、市街地に点在する公園や住宅地の植込み、屋上の緑化スペースまで、緑と水は多様な生物の生息を支える場所となっています。

生き物にやさしい環境は、人にとっても住みよい環境といえます。また、緑の中での生き物とのふれあいは、子どもたちをはじめとした環境教育や、自然に親しむレクリエーションの場としても重要です。

緑と水の保全と創出を通じて、多様な生き物が生息できる自然環境の回復を進め、生物多様性の向上をめざします。

3－1　エコロジカルネットワーク※の形成

- 緑を生物の生息環境の視点から捉え、崖線沿いの樹林地や荒川河川敷などの大規模な緑の保全と質の向上を図るとともに、これらの緑地を取り巻く街なかの緑道・街路樹や河川、まとまりある樹林地等が生物の移動ルートとなるよう、緑のネットワーク化をめざします。

エコロジカルネットワークの形成方針

- 区内の緑地や水系について、その規模や動植物の生息・植生状況などから、生き物の生息空間としてのポテンシャルを評価しました。評価にあたっては、区民協働による樹林地調査等の結果も参考としています。
- 評価結果をもとに、国の考え方に基づいて、ネットワークの構成要素となる ４ つのエリア「中核地区」、「拠点地区」、「回廊地区」、「緩衝地区」を設定しています。⇒ 次ページ参照
- 緑地等のポテンシャル評価に用いたデータ
  - 環境省植生調査結果「1/2.5 万植生図」（平成 17 年度～）
  - 樹林を有する公園を対象とした樹林地調査（区民協働による調査）
  - 特定樹林地調査（300 ㎡以上、高さ 5m 以上の自然性の高い民有林と境内林）
  - 板橋区の鳥の種類数調査（平成 20 年度）
  - 板橋区昆虫類等実態調査Ⅳ（平成 20 年度）
  - 板橋区緑地・樹木の実態調査Ⅸ（平成 26 年度）
- 国土交通省参考資料
  - 「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」（平成 23 年）
  - 「都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ」（平成 26 年）

エコロジカルネットワーク※形成方針図

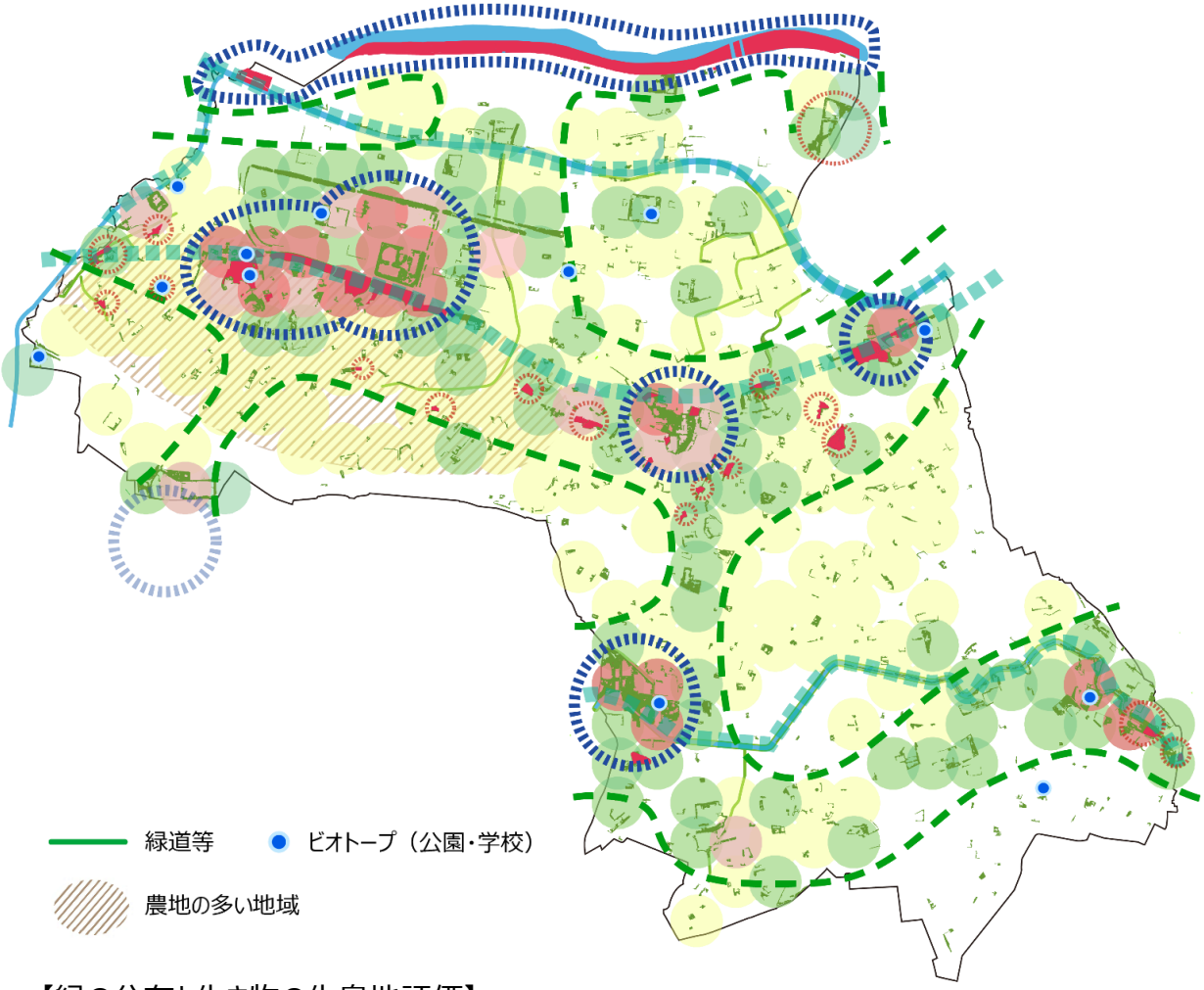

【緑の分布と生き物の生息地評価】

緑の分布		まとまりのある樹林地 （1 か所 300 ㎡以上かつ平均高さ 5m 以上の樹林地）
		まとまりのある樹林地の割合が 5%以上のエリア
生き物の生息地としての可能性評価		シジュウカラ※の繁殖地となる可能性が高いエリア （樹木被覆率 30%以上のエリア）
		シジュウカラの繁殖地としての可能性が期待され、かつ移動経路となる可能性が高いエリア（樹木被覆率 25%以上のエリア）
		シジュウカラの移動経路となる可能性が高いエリア （樹木被覆率 10%以上のエリア）
		生き物の生息・生育空間として特に重要なみどり （自然性の高い樹林のある公園・緑地及び荒川）
		生き物の生息・生育空間として特に重要なみどり （社寺、宅地等の民有地）

※　シジュウカラ：緑の多い市街地などでも見られるスズメ程の大きさの留鳥（P53 写真）。生息空間と樹木被覆率との関係性が調査されていることから、可能性評価の指標種として設定しています。

エリア区分ごとの形成方針

凡例	エリア区分	形成方針
	中核地区	■ 多様な動植物の生息域となっている大規模な公園緑地などです。 ■ この地区の緑地や水辺は、エコロジカルネットワーク※の中核として、他の地域への生物種の供給源ともなる重要なエリアです。 ■ 荒川戸田橋緑地では、荒川将来像計画に基づく「自然系ゾーン」の保全整備が進められており、都立赤塚公園においては多様な生物が生息する都立公園づくり事業による「生物多様性保全管理計画」の策定が始まっています。小豆沢公園などにおいても、今後動植物の生息・生育域の保全に配慮した樹林地管理方針の検討を進めていきます。
	拠点地区	■ 動植物の分布域の拡大に資する、まとまりのある緑地を有する公園です。 ■ これらの公園では、動植物の生息・生育に配慮した草刈り、落ち葉清掃、照度確保のための枝打ちなど、適切な維持管理を行っていくとともに、整備・更新にあたっては、野鳥や昆虫の食餌植物や、在来種に配慮した植栽の選定を行うことなどにより、生物多様性※の保全・再生を図っていきます。
	回廊地区	■ 中核地区と拠点地区を結び、動植物種の移動空間（コリドー）となるエリアです。区内では、崖線及び新河岸川・石神井川・白子川を回廊地区として位置付けます。 ■ 回廊地区においては、保存樹林や保存樹木の指定、沿川の緑道や公園の緑化推進などにより、生き物の移動経路となるような緑のネットワーク化を進めます。
	緩衝地区	■ 中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含むエリアです。 ■ この地区では、既存の緑の保全とともに、コリドーの形成を妨げる緑の少ない区域（ギャップ）の解消を図ることを視点とした取り組みを進め、ネットワークの範囲を徐々に周辺区域にまで広げていくことをめざします。

ビオトープ※の整備・管理

赤塚溜池公園ビオトープ
（閉鎖管理）

都立赤塚公園バッタ広場

- 一般的にビオトープとは、池や水草、食餌植物などの植栽により、生物の生息環境を人為的に整備したスペースがイメージされます。
- 本計画ではこれに加え、動植物の生育環境保全のために人為の影響を最小限に抑えたスペースも、ビオトープの一形態として位置付けるものとします（閉鎖管理の公園樹林地など）。
- ビオトープは、生物多様性※の保全・向上を通じたエコロジカルネットワーク※の充実や、生き物とのふれあいの場として大変重要なスペースです。
- ビオトープを良好な状態に保つためには、日常的な観察や手入れが欠かせないことから、自然観察やエコアップに関心の高い区民の方々の協力を得ながら整備・管理を進めていきます。

自然環境実態調査の実施

- 緑被率や大径木など区の緑の状況を調査する「緑地・樹木の実態調査」や湧水点の状況調査を定期的に実施し、区の自然環境の変化を把握します。
- 野鳥や昆虫などの生き物調査については、生物多様性※の状況を把握するための基礎データとなるため、自然観察に関心の高い区民の方々の協力を得ながら実施し、環境保全を担う人材育成にもつなげていきます。
- これらの調査結果は、区の緑化推進や、自然環境の保全、生物多様性の向上を図っていくために活用します。

外来生物への対応

- 生物多様性※の向上を図っていく一方、ハクビシン※など生活環境や住環境に悪影響を与えたり、在来の生態系を乱したりする外来生物の駆除等の対策についても取り組みを進めていきます。

3 －２ 区の花ニリンソウなど山野草の保全

区の花　ニリンソウ

- ニリンソウは、春に開花するキンポウゲ科の多年草で、雑木林の林床※に自生します。板橋区内でも、かつては多く自生していましたが、現在では都市化により、都立赤塚公園など一部の地域に残るのみとなりました。
- 2010 年版東京都レッドリスト※では、ニリンソウは区部及び北多摩地域において準絶滅危惧種に位置付けられています。
- 区では、ニリンソウが咲く武蔵野の雑木林に象徴されるような緑豊かな自然環境の回復を願い、昭和 55 年にニリンソウを区の花に選定しました（平成 7 年には「緑化の推進に関する条例」において区の花に指定）。
- ニリンソウ自生地をはじめとした山野草の自生地環境を大切に保全していきます。

区の花ニリンソウの保全

都立赤塚公園のニリンソウ群落

- 都立赤塚公園大門地区の崖線沿いには、奥行き 10～20m、延長 200mにもわたる都内最大のニリンソウ自生地があります。自生地においては、区民ボランティアによる保全活動が行われており、都立公園の取り組みとの連携を高めていきます。
- 区立公園では、赤塚植物園が見どころとなっており、栽培講習会を開催するなど、ニリンソウの普及・啓発にも力を入れています。この他に、小豆沢公園、にりんそう公園、薬師の泉庭園などでも、その可憐な姿を見ることができます。
- ニリンソウは、春に開花し夏には地上部が枯れてしまうため、普段なかなか目にすることもない小さな山野草ですが、区の花に指定された趣旨を尊重し、その他の山野草も含めた生育環境を大切に保全していきます。

区の花ニリンソウのＰＲ

- 都内の自治体でも、ニリンソウのような山野草を区や市の花に指定しているのは珍しい事例です。
- 区ではニリンソウのほかに、区の木としてケヤキ、区の鳥としてハクセキレイを指定しており（P17 参照）、区のオフィシャル・シンボルや、コミュニケーション・シンボルの中にもデザイン化されています（ページ下部・注釈参照）。

- 区の花ニリンソウは、自然環境の回復を願う区民の気持ちの象徴として指定されたものであり、ニリンソウをシンボルとした「自然環境を大切にする心」をより多くの区民に広めていく必要があります。
- 区では、区の花ニリンソウをＰＲするために、ニリンソウの開花する時期をニリンソウ月間として、区の花ニリンソウ展、赤塚植物園ニリンソウ講習会、ニリンソウのパンフレットの発行などとともに、ボランティアグループとの協働によるガイドツアーの開催など、様々な取り組みを行っており、今後も積極的なＰＲを進めていきます。

- 平成 20 年には、ニリンソウの妖精をイメージした区の観光キャラクター「りんりんちゃん」が誕生しました。
- 「りんりんちゃん」は、コミュニティバスのボディデザインとなるなど様々な場面で区の花ニリンソウのＰＲに活躍し、多くの区民に親しまれています。

＊オフィシャル・シンボル（上図左）

区制施行 80 周年を記念して作成されたシンボルで、区の紋章に準ずるオフィシャルツールとして、封筒や名刺などに使用します。

＊コミュニケーション・シンボル（上図右）

平成 27 年度の基本構想策定に伴い作成されたシンボルで、各種行政計画書には必ず使用します。

4　うるおいのある水辺と湧水の保全

荒川河川敷のスポーツ施設と緑

広大な河川敷を有する荒川は、様々なスポーツ・レクリエーションの場として利用されている一方、崖線沿いの樹林地と並ぶ区の貴重な自然資産です。緑と水の主要な軸線となっている荒川河川敷の利用と保全の両立を図っていきます。

また台地と低地の間の崖線沿いには多くの湧水点があります。区の地形が生み出す自然資産を、大切に保全していきます。

4　－１　荒川将来像計画による自然地の保全と活用

- 「荒川将来像計画」は、平成８年度に荒川下流７区２市と国土交通省による「荒川の将来を考える協議会」において、“21 世紀につなぐ健康な川づくり”をテーマとして策定された計画です。
- 平成 24 年度には、概ね今後 10 年間の計画を定めた「荒川将来像計画 2010 推進計画」に基づく板橋区地区（新河岸・舟渡ブロック）の地区別計画を策定しました。現在は、このゾーニングプランに基づいた保全・整備の取り組みを進めています。

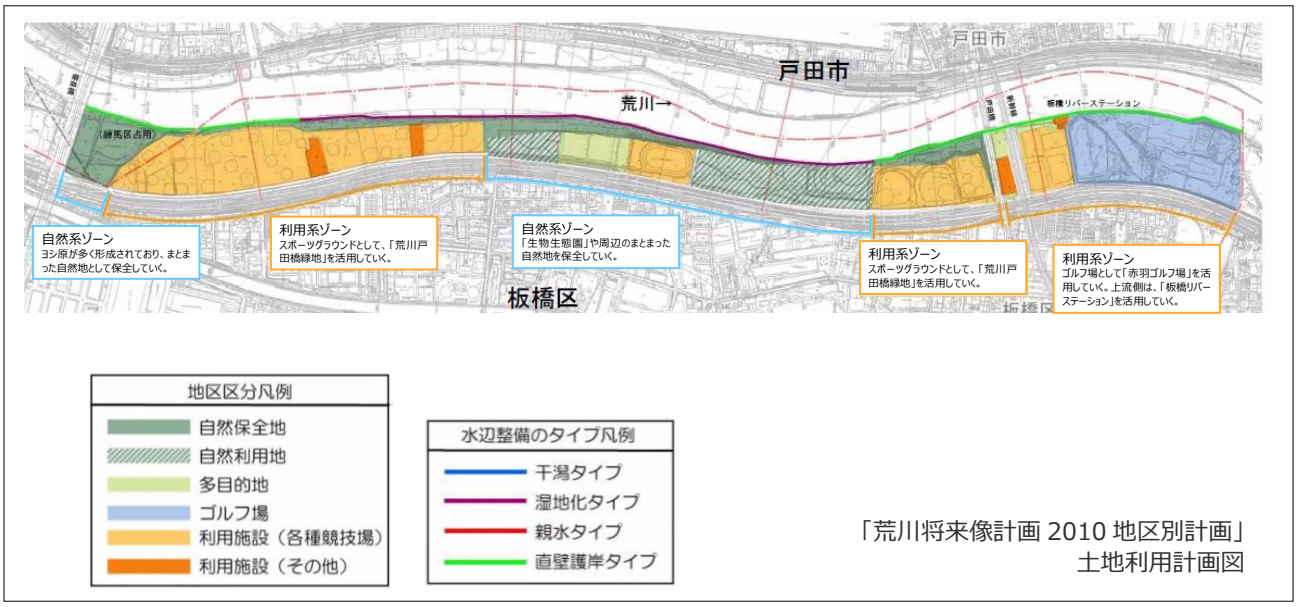

「荒川将来像計画 2010 地区別計画」
土地利用計画図

自然系ゾーンの整備

生物生態園

- 板橋区エリアの「自然系ゾーン」においては、旧河道跡を利用した大規模なワンド※（生物生態園）や池・湿地・干潟ゾーン、ヨシ原・オギ原ゾーンなどを整備して、多様な生き物の生息場所を保全する水辺環境の創出を進めています。
- 平成 29 年度には生物生態園の改修工事を完了し、今後は中規模自然地などの整備を進めていく予定です。
- 「自然系ゾーン」の大部分は、管理上の問題などから現在閉鎖管理を行っていますが、自然観察の場としての利用性を高めるために、エリアの有効活用に向けた運営管理のあり方を検討していきます。

4－2 親しめる水辺づくり

見次公園（前野町四丁目）

- 荒川戸田橋緑地（荒川河川敷）の他にも、区立公園の親水スポットとして、見次公園、赤塚溜池公園、舟渡水辺公園などがあります。
- これらの水辺空間を、うるおいのある景観資源として良好に維持保全していくとともに、親水公園としての特色を生かした活用を図っていきます。

4－3 湧水の保全と活用

不動の滝（赤塚五丁目）

- 低地と台地の境界部に位置する板橋区では、崖線沿いの各所に湧水点が点在しています。
- 平成 25 年度の調査では 27 か所の湧水点が確認されており、23 区内では世田谷区、練馬区に次いで 3 番目の数となっています。
- しかしながら、都市化の進展によって湧水点の数は減少しており、平成 20 年度の調査値に比べて 5 か所減少しています。

湧水保全地域における湧水・地下水の保全と活用

- 雨水の地下浸透による水循環は、自然環境が持つグリーンインフラとしての重要な機能です。区では健全な水循環を取り戻すために「板橋区地下水及び湧水を保全する条例」を制定し、特に湧水の保全が必要なエリアを「湧水保全地域」に指定しています。
- 現在「不動の滝と周辺地域」（赤塚八丁目付近）、「志村城山公園と周辺地域」（志村二丁目付近）、「赤塚城址及び区立赤塚植物園周辺地域」（赤塚三・五丁目付近）の 3 地域を指定し、雨水浸透施設※の積極的な設置促進など湧水涵養の取り組みを進めています。
- 保全地域内の湧水点のうち、不動の滝や志村城山公園では、湧水の状況を間近に見ることができますが、湧水がそのまま下水に流されて、活用・顕在化していない場所もあります。
- 緑のガイドツアーなどで湧水点の紹介を行っていくとともに、区立公園施設などにおいて湧水の見える化などの活用を検討します。

出典：いたばしの河川 昭和 61 年度 板橋区教育委員会
湧水マップ 平成 25 年度 東京都環境局